

内管委第 1030 号
令和 7 年 1 月 10 日

一般社団法人全日本釣り団体協議会会長 様

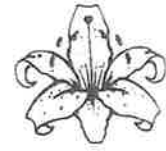
神奈川県内水面漁場管理委員会会長
(公印省略)

コクチバス等の生体持ち出し及び再放流の禁止に係る委員会指示について (通知)

このことについて、別添、神奈川県公報のとおり令和 7 年 1 月 7 日付けで委員会指示を出しましたので、お知らせします。

問合せ先
内水面漁場管理委員会事務局
河野
電 話 (045) 210-8556
F A X (045) 210-8908

神奈川県公報



県の花：山ゆり

令和 7 年 1 月 7 日 (火曜日)

定期 第 576 号

毎週火曜日及び金曜日発行

目次	ページ
〇規則	
租税特別措置法施行令に基づく特定民間再開発事業及び地区外転出事情の認定に関する規則の一部を改正する規則 (県土整備・都市整備課)	1
〇告示	
青少年保護育成条例による有害興行の指定 (福祉子どもみらい・青少年課)	1
土砂災害警戒区域の指定の解除 (県土整備・砂防課)	2
土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定の解除 (県土整備・砂防課)	2
土砂災害警戒区域の指定 (県土整備・砂防課)	5
土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定 (県土整備・砂防課)	6
建築基準法による位置の指定を受けた道路の一部廃止 (県土整備・建築指導課)	9
〇公告	
都市計画の図書の写しの縦覧 (4 件) (県土整備・都市計画課)	9
コケチバス等の生体持ち出し及び再放流の禁止 (内水面漁場管理委員会)	10
〇正誤	11

規 則

租税特別措置法施行令に基づく特定民間再開発事業及び地区外転出事情の認定に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 1 月 7 日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

神奈川県規則第 1 号

租税特別措置法施行令に基づく特定民間再開発事業及び地区外転出事情の認定に関する規則の一部を改正する規則

租税特別措置法施行令に基づく特定民間再開発事業及び地区外転出事情の認定に関する規則 (昭和 60 年神奈川県規則第 13 号) の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 項第 5 号中「又は第 6 条の 2 第 1 項」を「若しくは第 6 条の 2 第 1 項」に改め、「第 18 条第 3 項」の次に「若しくは第 4 項」を加える。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

神奈川県告示第 1 号

神奈川県青少年保護育成条例 (昭和 30 年神奈川県条例第 1 号) 第 9 条第 1 項の規定により、青少年の健全な育成を阻害するおそれがある興行として次のとおり指定する。

令和 7 年 1 月 7 日

発行

横浜市中区日本大通一
神奈川県政策局政策部政策法務課
電話横浜 (045) 210-1111

- 1 都市計画の種類及び名称
秦野都市計画生産緑地地区

- 2 縦覧場所
神奈川県県土整備局都市部都市計画課

都市計画法第21条第2項の規定において準用する同法第20条第1項の規定により秦野市長から都市計画の図書の写しの送付を受けたので、同条第2項の規定により次のとおり縦覧に供します。

令和 7 年 1 月 7 日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

- 1 都市計画の種類及び名称
秦野都市計画火葬場第1号秦野斎場

- 2 縦覧場所
神奈川県県土整備局都市部都市計画課

都市計画法第21条第2項の規定において準用する同法第20条第1項の規定により大和市長から都市計画の図書の写しの送付を受けたので、同条第2項の規定により次のとおり縦覧に供します。

令和 7 年 1 月 7 日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

- 1 都市計画の種類及び名称
大和都市計画生産緑地地区

- 2 縦覧場所
神奈川県県土整備局都市部都市計画課

神奈川県内水面漁場管理委員会指示第 4 号

漁業法（昭和24年法律第267号）第120条第1項及び第171条第4項の規定により、水産動物の保護を図るため、次のとおり指示する。

令和 7 年 1 月 7 日

神奈川県内水面漁場管理委員会
会長 井 貫 晴 介

1 指示内容

- (1) コクチバスを県内の内水面（河川、湖沼及びこれと接続して一体を成すため池、水路等をいう。以下同じ。）において採捕した者は、これを生かしたまま採捕した水域から持ち出し、又は採捕した水域に再び放してはならない。ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

ア 公的機関が試験研究の用に供する場合

イ 神奈川県内水面漁場管理委員会が必要と認めた場合

- (2) オオクチバス又はブルーギルを県内の内水面における共同漁業権の設定された漁場において採捕した者は、これを生かしたまま採捕した水域から持ち出し、又は採捕した水域に再び放してはならない。ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

ア オオクチバスを芦ノ湖において採捕した者が、これを芦ノ湖に再び放す場合

- イ 公的機関が試験研究の用に供する場合
- ウ 神奈川県内水面漁場管理委員会が必要と認めた場合

2 指示期間

令和 7 年 2 月 1 日から令和 8 年 1 月 31 日まで

正 誤

昭和44年 2 月 14 日 定期第4036号

県土整備・建築指導課

ページ	行目	誤	正
113	下から 9	73.70	72.70